

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和6年10月25日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	2件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400154号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400075号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年1月1日から平成2年4月21日

A社には、昭和63年頃に正社員として入社し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、国の記録では、平成2年4月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、請求期間の年金記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の記録によると、A社における請求者の被保険者資格取得年月日は平成2年4月21日であり、厚生年金保険の被保険者取得年月日と符合しており、請求期間に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、商業登記の記録によると、A社は平成20年8月31日に解散しており、同社の解散時の事業主に照会したところ、同社の関連会社であるB社から、A社に係る請求期間当時の資料はない旨の回答があり、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、A社は昭和63年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間のうち昭和63年1月1日から同年10月1日までの期間において、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

加えて、請求者はA社の従業員の氏名を記憶しておらず、請求期間における同社の従業員への照会を希望しない旨陳述しており、当該従業員から請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400109号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400076号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年8月21日から平成27年9月1日まで

平成26年7月15日にA社にアルバイトとして就職し、約1か月後の同年8月21日からは正社員になった。

当該雇用形態の変更に伴い、当初は時間給制であった給与は年俸制(月40万円)となったが、請求期間に係る標準報酬月額は、平成26年7月15日の資格取得時から26万円のままであり、実際より低額で記録されている。

就職して1年ほど経った頃に、給与から控除すべきであった控除額に漏れがあったとしてA社から説明を受け、当該控除額の不足分についてはその後に支給される給与から毎月2万円程度ずつ分割で控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、同法による記録の訂正及び保険給付が行われるためには、請求期間の各月に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要があり、かつ、これらに見合う標準報酬月額のいずれもがオンライン記録の標準報酬月額を上回る必要がある。

しかしながら、A社は、請求期間当時の資料が残っていないため当時の状況は不明である旨回答している上、請求者の請求期間における住所地であるB県C市は、保存期間経過のため請求期間に係る課税資料を保管していない旨回答しており、請求者自身も給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求者から提出された預金通帳により、請求期間においてA社からオンライン記録の標準報酬月額(26万円)に基づく報酬月額を上回る給与の振り込みがあり、さらに、同社から、給与の控除額に漏れがありその不足分の控除額(以下「控除額の不足分」という。)を追加で控除する旨説明を受けたとされる平成27年夏頃には当該振込額が従前に比べて低額になっていることがうかがえるものの、請求者は控除額の不足分について、その内容を具体的に記憶していない上、請求期間当社において厚生年金保険被保険者記録がある同僚23人に照会し、16人から回答を得たが、請求者と同様に給与から控除額の漏れがあり後の給与から控除額の不足分を控除された旨回答した者は見当たらず、当該不足分の控除内容等が不明であるため、当該預金通帳の給与振込額から請求期間に係る厚生年金保険料控除額を推

認することはできない。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく報酬月額及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく報酬月額が支給され、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400218号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400026号

## 第1 結論

昭和56年3月から同年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年3月から同年11月まで

昭和56年3月頃、母が、私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を自宅に集金に来ていたA銀行B支店の行員に定期的に納付していたにもかかわらず、年金記録では、請求期間が国民年金の未加入による未納期間とされており納付できないので、当該記録を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を自宅に集金に来ていたA銀行B支店の行員に定期的に納付していた旨主張している。

しかしながら、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要があるところ、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより氏名検索を行ったが、請求者に対する国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらないことから、請求期間当時、請求者は国民年金に未加入であり、請求期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、A銀行は、請求期間当時、B支店は開設されていなかった旨回答している上、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする請求者の母は既に亡くなっていることから、請求者に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、請求者又は請求者の母が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400189号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400027号

## 第1 結論

昭和58年7月から平成7年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年7月から平成7年2月まで

私は、平成7年頃、A県B町(現在は、C市)役場から、請求期間の国民年金保険料として、ちょうど45万円を納付すれば、将来の年金が満額支給されるという内容の案内が自宅に届いたので、私は同町役場に出向き、窓口において納付書によらず現金のみで納付したにもかかわらず、請求期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成7年頃に請求期間(11年8か月)の国民年金保険料を一括して納付した旨主張しているところ、国民年金法の時効に関する規定により、国民年金保険料を遡って納付することができる期間は2年とされていることから、請求者が請求期間の国民年金保険料を一括して納付することはできない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料をB町役場の窓口で納付書によらず現金のみで納付した旨主張しているところ、C市は、平成7年当時、B町役場の窓口では現年度保険料の納付書発行・収納業務を行っており、過年度保険料の収納は行っておらず、過年度保険料の納付を希望する被保険者に対しては、社会保険事務所(当時)を案内していた旨回答していることから、請求者の主張する納付方法と符合しない。

さらに、請求者は、過去の国民年金保険料を遡って納付したのは、請求期間の国民年金保険料として、ちょうど45万円を納付した1回だけである旨主張しているところ、請求期間の国民年金保険料の合計金額は約114万円であり乖離している上、オンライン記録によると、請求期間直後の平成7年3月から平成8年3月までの国民年金保険料は、平成9年4月から平成10年4月までの間に毎月遡って納付されており、請求者の主張と符合しない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。